

3. 学習指導部
 - (1) 研修の企画及び調整に関すること。
教科教育（理科、技術・家庭科及び家庭科を除く。）の調査、研究及び研修に関すること。
4. 科学技術教育部
 - (1) 理科教育の調査、研究及び研修に関すること。
 - (2) 技術・家庭科及び家庭科教育の調査、研究及び研修に関すること。
 - (3) 情報処理教育の調査、研究及び研修に関すること。
5. 教育相談部
 - (1) 生徒指導及び教育相談に関する調査、研究及び研修に関すること。
 - (2) 教育相談の実施に関すること。

(所長)

- 第3条 教育センターに所長を置く。
2. 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

- 第4条 教育センターに次長を置く。
2. 次長は、所長を補佐し、教育センターの事務を整理する。
3. 次長は、二人以上置くことができ、その職務の担当区分は、一人を総務担当とし、他を業務担当とする。

(主幹)

- 第4条の2 教育センターに、必要に応じ、主幹を置く。
2. 主幹は、上司の命を受け、所長が定める特定の事務を掌理する。

(事務長等)

- 第5条 教育センターに事務長及び部長を置く。
2. 事務長及び部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

(主任主査)

- 第6条 教育センターに、必要に応じ、主任主査を置く。
2. 主任主査は、上司の命を受け、所長が定める特定の事務を処理する。

(係長)

- 第7条 教育センターに係長を置く。
2. 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主査)

- 第8条 教育センターに必要に応じ、主査を置く。
2. 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

(指導主事)

- 第9条 教育センターに指導主事を置く。
2. 指導主事は、上司の命を受け、専門的事項に関する事務に従事する。

(その他の職)

- 第10条 教育センターに、第3条から第9条までに規定する職のほか、必要に応じ別表の上欄に掲げる職を置く。

2. 前項の職の職務は、それぞれの職の別に応じ、別表の当該下欄に定めるとりとする。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、教育センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1. この規則は、昭和46年4月1日から施行する。
2. 福島県教育研究所組織規則（昭和35年福島県教育委員会規則第10号）及び福島県理科教育センター組織規則（昭和40年福島県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成元年3月22日教育委員会規則第1号）

- この規則は、平成2年4月1日から施行する。

別 表（第10条関係）

| 職 | 職 | 務 |
|---------|---------------------------------|---|
| 副主事 | 上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。 | |
| 主任実習講師 | 上司の命を受け、事務をつかさどる。 | |
| 実習助手 | 上司の命を受け、実験又は実習に関する指導業務を処理する。 | |
| 主任技能員 | 上司の命を受け、実験又は実習について、指導主事の職務を助ける。 | |
| 主任運転手 | 上司の命を受け、担任の技能的業務を処理する。 | |
| 主任ボイラ技士 | 上司の命を受け、担任の自動車運転の業務を処理する。 | |
| 主任用務員 | 上司の命を受け、担任のボイラ操作の業務を処理する。 | |
| 技能員 | 上司の命を受け、担任の単純な業務を処理する。 | |
| 運転手 | 上司の命を受け、他に定めるもの以外の技能的業務に従事する。 | |
| ボイラ技士 | 上司の命を受け、自動車運転の技能的業務に従事する。 | |
| 用務員 | 上司の命を受け、ボイラ操作の技能的業務に従事する。 | |
| | 上司の命を受け、単純な業務に従事する。 | |